

ASK ニュース

Vol.0189

2016年2月1日(月)

担当：MS事業部 北野

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

社会保険料の節約

はじめに

マイナンバーが導入され、社会保険に適正加入について注目されてきました。しかし、社会保険料は会社と本人で半額ずつ負担するため、会社の大きな負担となります。

そこで、今回は合法的な社会保険料の節約方法について考えてみたいと思います。

入社日・退職日の設定

月の途中で入社・退職した場合、社会保険料は、日割りで計算しますか？答えは、否です。

社会保険料は、月単位で計算するので1日入社も月末入社も負担額は、同じ1か月分です。そのため、月末入社を避けることにより1か月分の保険料を節約することができます。

反対に退職する場合、退職した翌日が喪失日となり（退職日にも保険証が使えるようにするため）喪失月の保険料は一切かかりません。つまり、例えば1月31日退職であれば喪失日は翌日の2月1日となり、1月分の保険料はかかりますが、1月30日退職であれば喪失日が1月31日となり、1月分の保険料が一切かからなくなります。

昇給月の設定

定期昇給の時期を4月にしている会社は多いと思います。実は、これが年間の社会保険料を上げている可能性があります。なぜなら、社会保険料

は、原則、年に1回4月～6月に支給した給与額の平均値で見直し、その時に決められた保険料は1年間変動しないので、4月に昇給すると昇給後の保険料で1年間負担することになります。

この時期を7月に設定したらどうなるでしょう。4月～6月は昇給前となりますので、昇給前の給与額で保険料が算定されます。大幅な変動がない限りその保険料を1年間適用することになり、保険料の節約となります。

パートの活用

正社員より短時間勤務のパートは、社会保険に加入しなくてもいいですか？パートであっても正社員の4分の3以上の日数かつ4分の3以上の時間数に該当する場合、社会保険加入義務があります。（大企業へは、H28年10月以降パートへの社会保険加入義務がでできます）

反対に、この条件を満たさない時間数でパートと契約をすれば、社会保険への加入義務がなくなります。1日8時間、月平均20日勤務の会社の場合だと、1日5時間で月20日勤務や1日8時間で月14日勤務の場合は、それぞれ労働時間と勤務日数が4分の3未満となり社会保険加入義務がなくなります。

おわりに

社会保険料は、人件費の1割を占めるとも言われます。合法的に節約することで、会社に占める人件費を一部抑えることができます。会社の制度を見直してみてください。